2023年08月25日
（第３種郵便物認可）

埼玉新聞　経済欄

中小企業診断士による
経営Q&A

収益力改善などの相談先は

Q 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い経済活動の再開が進む一方で、人手不足や原材料価格の高騰など、経営環境が大きく変化する中、借入金の増加や資金繰りの悪化で経営が厳しくなりそうです。こうした資金繰りに関する悩みなどの経営課題は、どこに相談したらよいでしょうか。

A 現在のように、経営を取り巻く環境が刻々と変化している状況では、第三者の視点も借りながら、適切に公的な支援機関などに相談することは、経営判断を行う上で有効な選択肢の一つといえます。

今回は、その際に活用できる相談窓口として、「中小企業活性化協議会」（以下、協議会）を紹介します。協議会は、産業競争力強化法の規定に基づき、全ての都道府県に設置され、埼玉県では、さいたま商工会議所が協議会の設置場所となっています。

協議会は、事業者の状況に応じて、「収益力改善・事業再生・再チャレンジ」まで幅広く経営課題に対応する、国が設置する公正中立な機関です。公正中立な機関であることから、相談企業（債務者）や取引金融機関（債権者）の代理人ではない中立の立ち位置となりますので、客観的なアドバイスを受けることができます。

また、相談の秘密は厳守されていることから、自社の風評リスクを心配することなく、相談が可能です。普段は取引先や従業員、取引金融機関等に対し、なかなか弱みを見せられない立場の経営者の方も、安心してありのままに相談することができます。

協議会には常駐専門家が配置されており、案件によっては、外部の専門家等を個社別の支援チームに加え、当該案件に取り組む体制を整えています。

具体的には、第1次段階（窓口相談）として、無料で幅広い相談を受け付けています。面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や具体的な課題を抽出し、課題の解決に向けた適切なアドバイスや支援施策・支援機関の紹介を行っています。電話にて面談のアポイントを取り、指定の必要資料を持参することで相談が可能です。その上で必要に応じ、第2段階として、収益力改善支援、事業再生支援、再チャレンジ支援等の協議会の支援メニューが用意されています。人間の病気治療と同様に、まだ余力があるうちに、早めの相談を強くお勧めします。

埼玉県中小企業診断協会は、協議会と連携し、事業面の専門家として中小企業診断士の推薦依頼に対応するなど、民間支援人材の能力向上および受け皿の拡大を目指しています。つきましては、埼玉県中小企業活性化協議会または埼玉県中小企業診断協会へお気軽にお問い合わせください。

（中小企業診断士・野﨑昭彦）

◇

連絡先・一般社団法人埼玉県中小企業診断協会（☎048・762・3350）